

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
(令和6年1月～令和6年12月)

保険医療機関名 北秋田市民病院

1 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0例
イ	黄斑下手術等	0例
ウ	鼓室形成手術等	0例
エ	肺悪性腫瘍手術等	0例
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0例

2 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	1例
イ	水頭症手術等	0例
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0例
エ	尿道形成手術等	0例
オ	角膜移植術	0例
カ	肝切除術等	6例
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0例

3 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0例
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0例
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0例
エ	母指化手術等	0例
オ	内反足手術等	0例
カ	食道切除再建術等	0例
キ	同種死体腎移植術等	0例

4 区分4に分類される手術		手術の件数
胸腔鏡、腹腔鏡手術		89例

5 その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術	19例
イ	乳児外科施設基準対象手術	0例
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	22例
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0例
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	25例